

第64回 定例総会次第

日 時 令和5年（2023年）4月25日（火）

午前10時30分から

場 所 鎌倉市福祉センター 2階 第一・第二会議室

1 開 会

2 議長選出

3 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告、収支決算報告について

第2号議案 令和4年度会計監査報告について

第3号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第4号議案 役員を選任について

第5号議案 会則の改正について

4 その他

5 閉 会

第 64 回

定 例 総 会 議 案

鎌倉地区自治組織連合会

第1号議案

令和4年度 鎌倉地区自治組織連合会事業報告

実施日	事業内容
令和4年 4月18日	第1回役員会（令和3年度事業報告・決算報告、令和3年度監査報告、令和4年度事業計画案・予算案、役員改選案について協議）
5月 9日	定例総会（書面表決）（令和3年度事業報告・決算報告、令和3年度監査報告、令和4年度事業計画案・予算案、役員改選案を承認）
5月16日	ふれあい地域懇談会テーマ決め臨時役員会
7月25日	ふれあい地域懇談会（南地区）
7月26日	ふれあい地域懇談会（東地区）
	ふれあい地域懇談会（西地区）
8月30日	第2回役員会（研修会について協議）
11月14日	研修会（40団体40名参加） 【テーマ】「コロナ禍を踏まえた町内会運営の課題やトラブル解消について」
11月22日	鎌倉市自治・町内会長等表彰式
	第3回役員会（懇談会について協議）

令和4年度 鎌倉地区自治組織連合会 収支決算書

(一般会計)

収 入

単位 円

項	目	予算額	決算額	付 記
1 会 費		197,000	197,000	
	1 会 費	197,000	197,000	58団体分
2 負担金		219,000	0	
	1 負担金	219,000	0	研修会及び懇談会の参加者負担金が発生していないため
3 補助金		169,000	169,000	
	1 市補助金	169,000	169,000	
4 雑 入		2	5	
	1 預金利子	2	5	
	2 雑 入	0	0	
5 繰越金		547,396	547,396	
	1 繰越金	547,396	547,396	前年度からの繰越金
合 計		1,132,398	913,401	

支 出

単位 円

項	目	予算額	決算額	付 記
1 事務費		135,000	74,964	
	1 消耗品費	80,000	22,263	香典袋代 役員会・総会等消耗品代
	2 通信費	55,000	52,701	総会・研修会等郵便代
2 会議費		225,000	0	
	1 会議費	225,000	0	
3 事業費		361,000	211,170	
	1 研究費	300,000	203,170	研修会講師謝礼 研修会会場費 研修会会議費 研修会備品購入費
	2 渉外費	3,000	3,000	鎌倉市社会福祉協議会会費
	3 慶弔費	10,000	5,000	お香典 1 件
	4 負担金	48,000	0	
4 予備費		289,335	0	
	1 予備費	289,335	0	
5 補助金 返還金		122,063	122,063	
	1 補助金 返還金	122,063	122,063	
合 計		1,132,398	408,197	

(一般会計)

収入合計	913,401円
支出合計	408,197円
差引残高	505,204円

以上のとおり報告いたします。

令和5年(2023年)4月6日

鎌倉地区自治組織連合会

会 長 渡 辺 英 昭

会 計 福 井 敏 一



第2号議案

会計監査結果報告

令和4年度の鎌倉地区自治組織連合会の事業報告書、収支決算報告書に係る関係書類を厳正に監査した結果、いずれも適正に執行されていたことを認めます。

令和5年（2023年）4月6日

監事 角田 正 敬



監事 太田 正 和



第3号議案

令和5年度 鎌倉地区自治組織連合会事業計画（案）

実施予定日	事業内容
令和5年4月	第1回役員会
	定例総会
5月	鎌倉市自治町内会総連合会定例総会（会長・副会長）
7月	ふれあい地域懇談会（3地区で開催）
8月	第2回役員会
11月	第3回役員会
	鎌倉市自治・町内会長等表彰式（会長）
	鎌倉地区自治組織連合会研修会（会員）
	鎌倉市自治町内会総連合会研修会（会長・副会長）
令和5年1月	懇談会（会員）

令和5年度鎌倉地区自治組織連合会 収支予算書(案)

(一般会計)

収 入

単位 円

項	目	4年度予算額	5年度予算額	付 記
1 会 費		197,000	199,000	
	1 会 費	197,000	199,000	58団体
2 負担金		219,000	219,000	
	1 負担金	219,000	219,000	※令和元年度実績等を参考に算出 ・研修会 ※懇親会 ・懇談会
3 補助金		169,000	169,000	
	1 市補助金	169,000	169,000	
4 雑 入		2	2	
	1 預金利子	2	2	
	2 雑 入	0	0	
5 繰越金		547,396	505,204	
	1 繰越金	547,396	505,204	前年度からの繰越金
合 計		1,132,398	1,092,206	

支 出

単位 円

項	目	4年度予算額	5年度予算額	付 記
1 事務費		135,000	135,000	
	1 消耗品費	80,000	80,000	事務・パソコン用品等
	2 通信費	55,000	55,000	総会・懇談会等郵便代
2 会議費		225,000	225,000	
	1 会議費	225,000	225,000	総会、役員会及び懇談会
3 事業費		361,000	361,000	
	1 研究費	300,000	300,000	研修費
	2 渉外費	3,000	3,000	鎌倉市社会福祉協議会会費
	3 慶弔費	10,000	10,000	
	4 負担金	48,000	48,000	鎌倉市自治町内会総連合会 研修会負担金
4 予備費		289,335	371,206	
	1 予備費	289,335	371,206	
5 補助金 返還金		122,063	0	
	1 補助金 返還金	122,063	0	鎌倉市補助金要綱に基づく 返還金
合 計		1,132,398	1,092,206	

令和5年度 鎌倉地区自治組織連合会役員名簿（案）

事務局：鎌倉市役所 市民防災部 地域のつながり課内

電話 23-3000（内線2311）

（令和4年4月1日現在）

役職名	氏名	地区
会長	渡辺 英昭 (芝原自治会)	南
副会長	荒井 正 (浄明寺町内会)	東
副会長	仲島 孝 (馬場ヶ谷親和会)	西
常任理事 (会計)	福井 敏一 (西御門自治会)	東
常任理事	小野 健次郎 (乱橋自治会)	南
常任理事	中村 哲也 (大町四丁目自治会)	南
監事	角田 正敬 (十二所町内会)	東
監事	太田 正和 (長谷自治会)	西

◎ 役員任期 令和6年度総会まで

事務局・関係課等の体制

資料1

鎌倉地区自治組織連合会事務局

(鎌倉市役所 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当内)

TEL: 0467-23-3000(内線2311) FAX: 0467-23-9900

mail: npo@city.kamakura.kanagawa.jp

● 下線部を引いている者 … 令和5年度 着任者

事務局長	瀧澤 博	事務局次長	<u>大崎 洋一</u>
職員	泉 慶祐	職員	小池 秀実
職員	本多 広幸	職員	中塚 七々織
職員(会計年度)	平井 康子		

《市民防災部》

市民防災部長	永野 英樹
市民防災部次長(兼)地域のつながり課長	瀧澤 博
市民防災部次長(兼)総合防災課担当課長	末次 健治
市民防災部次長(兼)観光課長	森 啓匡

課名	課長	担当名等	内線番号	窓口番号 所在地等
地域のつながり課	(兼)課長	地域のつながり担当(自治会・町内会関係)	・2311 ・2582	第3分庁舎 1階
	瀧澤 博	安全安心担当(防犯灯・防犯関係)	・2954 ・2955	
			市民総務担当(部内総務関係)	・2310
総合防災課	(兼)課長	防災担当	・2614 ・2615	第3分庁舎 2階
	末次 健治			
	課長	危機管理担当	・2647	
	森迫 隆文			

支所名	支所長名		電話番号
深沢支所	片瀬 由久	●	48-0021
大船支所	上林 裕和	●	45-7711
玉縄支所	菅原 良	●	44-2217
腰越支所	青木 達哉	●	33-0710

● = 地域のつながり課長 兼務

令和5年4月1日 異動者

職員名	異動前所属課・役職等	異動後所属課・役職等
加藤 朋穂	地域のつながり課担当係長	職員課
島村 航輝	地域のつながり課	ごみ減量対策課

(案)

鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会（以下「会」という。）と称し、事務所を鎌倉市役所内に置く。

(区 域)

第2条 会の区域は、旧鎌倉地区の区域とする。

(組織及び会員)

第3条 会は、前条の区域内に結成されている自治会及び町内会などの住民自治組織（以下「自治組織」という。）をもって組織し、その代表者が会員となる。

(目 的)

第4条 会は、民主主義の精神に基づき、自治組織相互の連絡協議により、市政への協調と民意の反映につとめ、地域社会の向上発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治組織の意志疎通を図り、住民自治の振興に寄与すること。
- (2) 市政への広報と広聴に関すること。
- (3) 自治活動に関する研究、調査に関すること。
- (4) 関係機関、団体との連絡調整を計ること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

2 前項の事業を達成するため、会に部会を設けることができる。

(役員を選任及び役員会)

第6条 会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

2 役員は総会において会員の中から選任する。

3 役員に欠員が生じたときは、役員会で選出し、会員に報告するものとする。

4 役員は役員会を組織する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務を分掌し、その事項を処理する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたとき、補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、議長となる。

(案)

2 会議は構成員の過半数の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。

ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第10条 総会は、毎年1回年度終了後2か月以内に開くものとする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

2 総会に付議すべき事項は次のとおり。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要な事項

第11条 役員会は、必要に応じて開き、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会の招集及びこれに付議すべき事項
- (2) 総会で役員会に委任した事項
- (3) 会の運営に必要な事項

(会 計)

第12条 会の経費は、会費その他の収入による。

2 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

この会則は、昭和35年3月20日から施行する。

付則

この会則は、昭和37年7月16日から施行する。

付則

この会則は、昭和52年7月12日から施行する。

付則

この会則は、平成18年5月18日から施行する。

付則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会会則（新旧対照表）

現行	案
<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会（以下「会」という。）と称し、事務所を鎌倉市役所内に置く。</p> <p>(区 域) 第2条 会の区域は、旧鎌倉地区の区域とする。</p> <p>(組織及び会員) 第3条 会は、前条の区域内に結成されている自治会及び町内会などの住民自治組織（以下「自治組織」という。）をもって組織し、その代表者が会員となる。</p> <p>(目 的) 第4条 会は、民主主義の精神に基づき、自治組織相互の連絡協議により、市政への協調と民意の反映につとめ、地域社会の向上発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業) 第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 自治組織の意志疎通を図り、住民自治の振興に寄与すること。 (2) 市政への広報と広聴に関すること。 (3) 自治活動に関する研究、調査に関すること。 (4) 関係機関、団体との連絡調整を計ること。 (5) その他目的達成に必要なこと。 2 前項の事業を達成するため、会に部会を設けることができる。</p> <p>(役員を選任及び役員会) 第6条 会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 理 事 若干名 (4) 会 計 1 名 (5) 監 事 2 名 2 役員は総会において会員の中から選任する。</p>	<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、鎌倉市鎌倉地区自治組織連合会（以下「会」という。）と称し、事務所を鎌倉市役所内に置く。</p> <p>(区 域) 第2条 会の区域は、旧鎌倉地区の区域とする。</p> <p>(組織及び会員) 第3条 会は、前条の区域内に結成されている自治会及び町内会などの住民自治組織（以下「自治組織」という。）をもって組織し、その代表者が会員となる。</p> <p>(目 的) 第4条 会は、民主主義の精神に基づき、自治組織相互の連絡協議により、市政への協調と民意の反映につとめ、地域社会の向上発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業) 第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 自治組織の意志疎通を図り、住民自治の振興に寄与すること。 (2) 市政への広報と広聴に関すること。 (3) 自治活動に関する研究、調査に関すること。 (4) 関係機関、団体との連絡調整を計ること。 (5) その他目的達成に必要なこと。 2 前項の事業を達成するため、会に部会を設けることができる。</p> <p>(役員を選任及び役員会) 第6条 会に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 理 事 若干名 (4) 会 計 1 名 (5) 監 事 2 名 2 役員は総会において会員の中から選任する。 3 役員に欠員が生じたときは、役員会で選出し、会員に報告するものとする。</p>

現行	案
<p>3 役員は役員会を組織する。 (役員職務)</p> <p>第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>3 理事は、会務を分掌し、その事項を処理する。</p> <p>4 会計は、会計事務を担当する。</p> <p>5 監事は、会計を監査する。 (役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員が欠けたとき、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。 (会議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は構成員の過半数の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。 ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>第10条 総会は、毎年1回年度終了後2か月以内に開くものとする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。</p> <p>2 総会に付議すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 事業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算 (3) 会則の改廃 (4) 役員選任 (5) その他の重要な事項</p> <p>第11条 役員会は、必要に応じて開き、次の事項を審議処理する。</p> <p>(1) 総会の招集及びこれに付議すべき事項 (2) 総会で役員会に委任した事項 (3) 会の運営に必要な事項 (会計)</p> <p>第12条 会の経費は、会費その他の収入による。</p> <p>2 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>付則</p>	<p>4 役員は役員会を組織する。 (役員職務)</p> <p>第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>3 理事は、会務を分掌し、その事項を処理する。</p> <p>4 会計は、会計事務を担当する。</p> <p>5 監事は、会計を監査する。 (役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員が欠けたとき、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。 (会議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、議長となる。</p> <p>2 会議は構成員の過半数の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。 ただし、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>第10条 総会は、毎年1回年度終了後2か月以内に開くものとする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。</p> <p>2 総会に付議すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 事業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算 (3) 会則の改廃 (4) 役員選任 (5) その他の重要な事項</p> <p>第11条 役員会は、必要に応じて開き、次の事項を審議処理する。</p> <p>(1) 総会の招集及びこれに付議すべき事項 (2) 総会で役員会に委任した事項 (3) 会の運営に必要な事項 (会計)</p> <p>第12条 会の経費は、会費その他の収入による。</p> <p>2 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>付則</p>

現行	案
<p>この会則は、昭和35年3月20日から施行する。 付則 この会則は、昭和37年7月16日から施行する。 付則 この会則は、昭和52年7月12日から施行する。 付則 この会則は、平成18年5月18日から施行する。</p>	<p>この会則は、昭和35年3月20日から施行する。 付則 この会則は、昭和37年7月16日から施行する。 付則 この会則は、昭和52年7月12日から施行する。 付則 この会則は、平成18年5月18日から施行する。 付則 この会則は、令和 年 月 日から施行する。</p>

令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

自治会町内会 会長各位

鎌倉地区自治組織連合会長

令和 5 年度「ふれあい地域懇談会」におけるテーマについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度も市長との「ふれあい地域懇談会」が、昨年と同様に 3 地区に分かれて実施されます。つきましては、当日懇談会のテーマとして採り上げる地域の課題等につきまして、各自治会町内会からお出しいただきたく、アンケートへのご記入をお願いします。

なお、これまで「ふれあい地域懇談会」は3 部構成としておりましたが、令和 5 年度から 2 部構成となります。これまでの第 2 部は、市から進捗の報告が必要と思われるものを選定して報告していました。令和 5 年度からはあらかじめ昨年度の進捗状況の一覧を配布することで、市からの報告の時間を短縮し、第 2 部と第 3 部を統合します。進捗状況の一覧については、別紙の「進捗状況一覧」をご確認ください。

また、誠に勝手ながら、テーマは「各自治会町内会 1 テーマ」とさせていただきます。採り上げてほしいテーマが特にない場合も、その旨該当欄にチェックの上、必ずアンケート用紙をご返送ください。また、テーマの決定は、役員会に諮り決めさせていただきますことをご了承おきください。

お配りしたアンケート用紙は、手書き用のアンケート用紙としてお使いください。

なお、「独自の書式」または「メールによる回答」も可能です。その際には特定の様式がないことから、下記の記載内容をご記入いただき、ご提出いただきますようお願い致します。

- 【記載内容】
- ①自治会町内会名
 - ②会長名
 - ③テーマ名 ※採り上げたいテーマがない場合は「特になし」とご記入ください。
 - ④テーマについての補足説明（上限 300～400 文字程度）
- 【提出方法】
- ①同封の返信用封筒にて郵送 ※郵送の場合は、お早めにご投函ください。
 - ②地域のつながり課内事務局（第 3 分庁舎 1 階）に持参
 - ③FAX にて送信

FAX 番号：23-9900

 - ④メールにて送信

npo@city.kamakura.kanagawa.jp

【 締切 】 4 月 28 日(金) 必着

【鎌倉地区自治組織連合会事務局】

鎌倉市役所 第 3 分庁舎 1 階 地域のつながり課
地域のつながり担当 中塚

TEL：23-3000（内線 2311） FAX：23-9900

Mail：npo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和5年度 ふれあい地域懇談会におけるテーマについて
—アンケート用紙—

テーマの有無にかかわらず、必ずご提出ください。

※特に提案したいテーマがない場合は、こちら(□)にチェックを入れてご提出ください。

提案したいテーマは特にありません。

自治会町内会名

会長名

《テーマ名をご記入ください》 ※各自治会町内会1テーマでお願いします。

《テーマについての補足説明》(要点をまとめ、簡潔にお願いします)

鎌倉地区自治組織連合会事務局 (鎌倉市役所 地域のつながり課 地域のつながり担当)

TEL 0467-23-3000 内線 2311 FAX 0467-23-9900

令和5年度 鎌倉地区ふれあい地域懇談会地区割り及び日程表

資料4

鎌倉東地区

日時： 7月21日(金) 10～12時

場所： 第三分庁舎 講堂

自治会・町内会名
十二所町内会
浄明寺町内会
鎌倉ハイランド自治会
二階堂親和会
西御門自治会
大蔵自治会
八幡宮前自治会
雪ノ下岩谷堂町内会
横町町内会
巨福呂坂町内会
山王台自治会
泉が谷町内会
扇ガ谷下町自治会
扇ガ谷上町自治会
御成町末広自治会
小町元町町内会
小町二丁目自治会
小町二丁目東自治会
鎌倉紅葉山自治会
小町三丁目フクロ小路自治会
葛西ヶ谷保郷会一自治会
小町上町明光自治会

鎌倉西地区

日時： 7月28日(金) 10～12時

場所： 第三分庁舎 講堂

自治会・町内会名
佐助自治会
蔵屋敷自治会
由比ガ浜自治会
塔ノ辻自治会
由比ガ浜中央自治会
若宮ハイツ自治会
若宮町内会
長谷自治会
長谷自治会 (長谷仲町町内会)
長谷自治会 (長谷新宿町内会)
長谷自治会 (長谷上町町内会)
長谷自治会 (長谷東町町内会)
長谷自治会 (長谷大谷戸町内会)
坂ノ下自治会
極楽寺自栄会
馬場ヶ谷親和会
極楽寺西ヶ谷町内会
稲村ガ崎自治会
北稲村ガ崎自治会
極楽寺靈仙会
由比ガ浜西自治会

鎌倉南地区

日時： 7月21日(金) 14～16時

場所： 第三分庁舎 講堂

自治会・町内会名
大町米町自治会
大町八雲自治会
名越自治会
大町三丁目自治会
大町四丁目自治会
大町五丁目自治会
大町六・七丁目自治会
辻町自治会
松葉町内会
乱橋自治会
東水会自治会
上河原自治会
若松町自治会
材木座中央自治会
紅ヶ谷自治会
芝原自治会
材木座宮仲自治会
諏訪町自治会
仲島町自治会
神明町自治会